

平成21年度  
障害者及び高齢者の生活・介護等に関する  
実態調査（障害者実態調査）  
調査結果報告書

奈良県



## <目次>

1. 調査の概要 .....	1
(1) アンケート調査の概要.....	1
(2) 訪問対面調査の概要 .....	2
2. 調査結果の概要 .....	5
3. 障害者アンケートの集計結果 .....	9
(1) アンケート記入者.....	9
(2) 対象者の障害の状況、身体状況等.....	10
(3) 医療ケアの状況.....	28
(4) 住まいの状況.....	38
(5) 日常生活について .....	46
(6) 外出について .....	62
(7) 地域とのかかわりについて.....	74
(8) 日常の楽しみ・生きがいについて.....	81
(9) 交友、結婚等について .....	85
(10) 就労について.....	93
(11) 情報入手や相談、コミュニケーションについて .....	103
(12) 障害福祉サービス等の利用状況 .....	112
(13) 介護保険について .....	131
(14) 障害者が暮らしやすい社会づくり、まちづくりについて .....	138
4. 家族介護者アンケートの集計結果 .....	148
(1) 介護者の属性.....	148
(2) 介護等について .....	154
5. 障害者及び家族への訪問対面調査の結果 .....	163
(1) 障害者及び家族への訪問対面調査(一次) .....	163
(2) 障害者及び家族への訪問対面調査(二次) .....	164

6. 事業所アンケートの集計結果 .....	190
(1) 事業所の概要 .....	190
(2) 新体系未移行の事業所について .....	195
(3) 新体系移行事業所について .....	196
(4) 職員について .....	206
7. 事業所職員アンケートの集計結果 .....	218
(1) 従事者の属性 .....	218
(2) 現在の仕事の状況 .....	219
(3) 福祉職への就労について .....	232
(4) 現在の仕事や職場に対する満足度 .....	234
(5) 障害福祉の仕事に対する不安や負担感 .....	237
8. 医療機関アンケートの集計結果 .....	245
(1) 医療機関の概要 .....	245
(2) 障害者・児への外来診療・入院受け入れの現状 .....	246
(3) 障害者・児の訪問医療や在宅医療について .....	249
(4) 障害者・児への支援として取り組んでいること .....	251
9. 事業所への訪問対面調査の結果 .....	253
(1) 事業所への訪問対面調査(一次) .....	253
(2) 事業所への訪問対面調査(二次) .....	256
10. 調査結果から見た取り組みの方向性 .....	266
(1) 障害者の生活面における支援について .....	266
(2) 障害者の社会参加・就労支援について .....	277
(3) 医療、地域環境、権利擁護等における安心の確保について .....	283

# 1. 調査の概要

## (1) アンケート調査の概要

アンケート調査として、障害者本人及び介護者に対する調査、障害者福祉事業所に対する調査、医療機関に対する調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

### ①障害者・介護者調査

#### (7) 調査期間

平成21年8月～9月

#### (イ) 調査方法

郵送留置郵送回収法

#### (ウ) 調査票発送数及び回収状況

	発送数	未達数	回収数	回収率
身体障害	18,944	/	/	/
知的障害	7,820			
精神障害	3,050			
発達障害	443			
高次脳機能障害	55			
合計	30,312	2,170	12,188	43.3%

※身体障害、知的障害、精神障害については、手帳所持者に調査票を発送した件数。発達障害、高次脳機能障害については、手帳を持たない方も対象に含めるために、団体等を通じて配布を行った件数。

### ②事業所調査

#### (7) 調査期間

平成21年8月～9月

#### (イ) 調査方法

事業所調査：郵送留置郵送回収法

職員調査：事業所に調査票郵送→各事業所で職員に配布→各職員から郵送回収

#### (ウ) 調査票発送数及び回収状況

	発送数	未達数	回収数	回収率
事業所	608	7	273	45.4%
職員	3,040	35	915	30.4%

※職員アンケートは各事業所で配布をお願いしたため、発送数等は仮数（事業所発送数×5名）

### ③医療機関調査

#### (7)調査期間

平成21年11月～12月

#### (i)調査方法

郵送留置郵送回収法

#### (ウ)調査票発送数及び回収状況

	発送数	未達数	回収数	回収率
医療機関	100	0	35	35.0%

## (2) 訪問対面調査の概要

訪問対面調査として、障害者本人及び家族へのグループインタビュー調査、障害者福祉事業所へのヒアリング調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

### ①障害者及び家族への訪問対面調査（一次調査）

障害者団体を訪問し、調査への協力依頼を行うとともに、調査内容やヒアリング項目、障害者施策等への意見聴取を行いました。

<訪問先>

- ・奈良県身体障害者福祉協会連合会
- ・奈良県視覚障害者福祉協会
- ・奈良県聴覚障害者協会
- ・奈良県肢体不自由児・者 父母の会連合会
- ・奈良県手をつなぐ育成会
- ・奈良県重症心身障害児(者)を守る会
- ・奈良県精神障害者家族会連合会(奈良まほろば会)

### ②障害者及び家族への訪問対面調査（二次調査）

各障害種別において、障害者本人及び家族へのグループインタビュー調査を実施しました。

#### (7)調査期間

平成21年10月～12月

#### (i)調査方法

グループインタビュー調査（複数の調査参加者に一箇所に集まっていただき、それぞれ話をうかがうことで、聴取内容を深めていくヒアリング方法）

## (7) 調査対象及び参加者数

	対象者	参加者数
第1回	身体障害児・者家族	9名
第2回	身体障害者本人	6名
第3回	重症心身障害児・者家族	1名
第4回	視覚障害者本人	6名
第5回	身体障害児・者家族	7名
第6回	聴覚障害者本人	8名
第7回	重症心身障害児・者家族	9名
第8回	重症心身障害児・者家族	9名
第9回	身体障害者本人	6名
第10回	精神障害者家族	7名
第11回	発達障害児・者家族	8名
第12回	発達障害者本人	5名
第13回	身体障害児・者家族	9名
第14回	身体障害者本人	9名
第15回	精神障害者本人	6名
第16回	精神障害者家族	12名
第17回	内部障害者本人	8名
第18回	精神障害者家族	9名
第19回	知的障害者本人	9名
第20回	重症心身障害児・者家族	7名
第21回	知的障害児・者家族	8名
第22回	視覚障害者本人	7名
第23回	身体障害者本人	12名
第24回	高次脳機能障害者本人	7名
第25回	高次脳機能障害者家族	8名
第26回	精神障害者本人	10名
第27回	知的障害者本人	12名
第28回	知的障害児・者家族	6名
第29回	聴覚障害者本人	5名
第30回	知的障害児・者家族	7名
第31回	身体障害者本人	10名
参加者合計		242名

### ③事業所への訪問対面調査（一次調査）

障害者福祉事業所への訪問対面調査として、21事業所（9法人）を訪問し、事業の取り組み状況や障害者自立支援法への対応状況、事業展開についての考え方、障害者施策等への意見聴取などを行いました。

### ④事業所への訪問対面調査（二次調査）

一次調査の結果をふまえ、ヒアリング項目を検討したうえで、事業所アンケートにご回答いただいた事業所から抽出し、ご協力いただける事業所に対し二次調査を実施しました。

#### (7) 調査期間

平成21年11月～12月

#### (イ) 調査方法

訪問ヒアリング調査

#### (ウ) 調査対象

訪問件数：47事業所

#### <訪問先事業所の提供サービス(重複有)>

居宅介護(ホームヘルプ)	18 事業所
重度訪問介護	16 事業所
行動援護	10 事業所
生活介護	12 事業所
児童デイサービス	2 事業所
短期入所(ショートステイ)	4 事業所
施設入所支援	2 事業所
共同生活介護(ケアホーム)	5 事業所
自立訓練(生活訓練)	2 事業所
就労移行支援	3 事業所
就労継続支援(A型)	1 事業所
就労継続支援(B型)	11 事業所
共同生活援助(グループホーム)	3 事業所
移動支援	13 事業所
地域活動支援センター	5 事業所
日中一時支援	10 事業所
相談支援	9 事業所
旧法施設	3 事業所
児童福祉施設	1 事業所

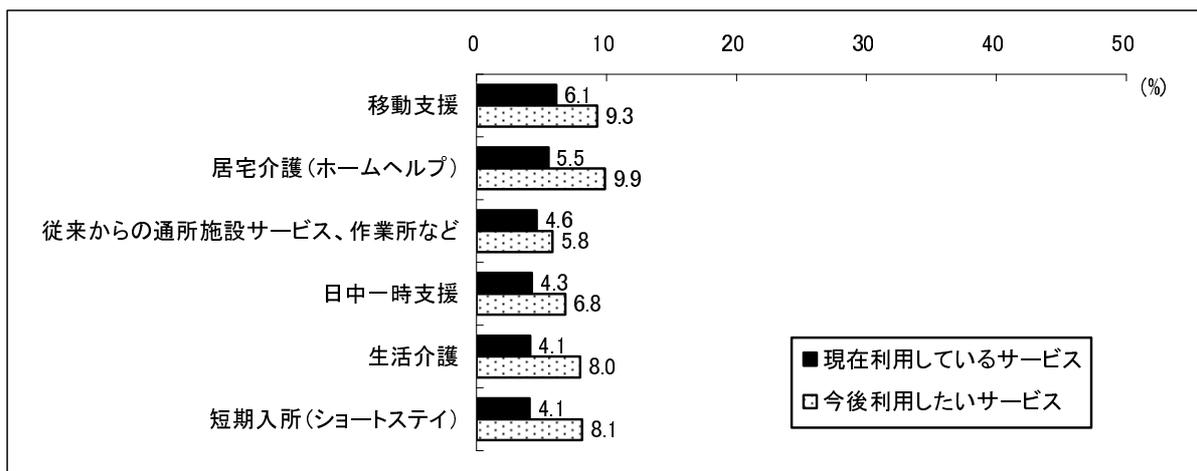
## 2. 調査結果の概要

### (1) 福祉サービス

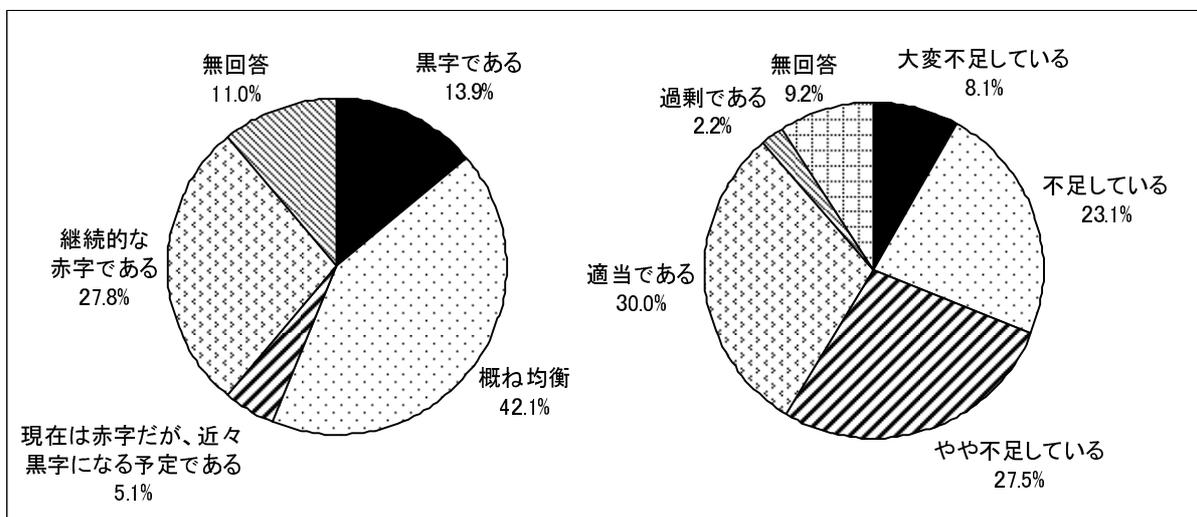
居宅介護、移動支援などを中心に、さまざまな障害福祉サービスが利用されています。一方、サービスを現在使っている人の割合に比べ、今後使いたいという人の割合は高くなっており、特に短期入所等のサービスを中心に充実を求める声が聞かれました。また、利用負担の低減、障害特性等に応じたきめ細かいサービス提供など、より利用しやすいサービスの充実が求められています。

一方、サービスを提供する側である事業所においては、調査結果から、厳しい状況におかれているところも多いことがわかりました。アンケートによれば、継続的な赤字が続いている事業所が3割近くあり、また、職員が不足しているところも多く、少ない職員体制で現場をやりくりしている様子がうかがえます。さらに、職員へのアンケートでは、仕事の内容には満足しているものの、収入面の問題などで今後仕事を続けるのが難しいと考える人が約3割見られるなどの現状が浮き彫りになりました。

＜利用サービス / 今後利用したいサービス(主なもの)＞



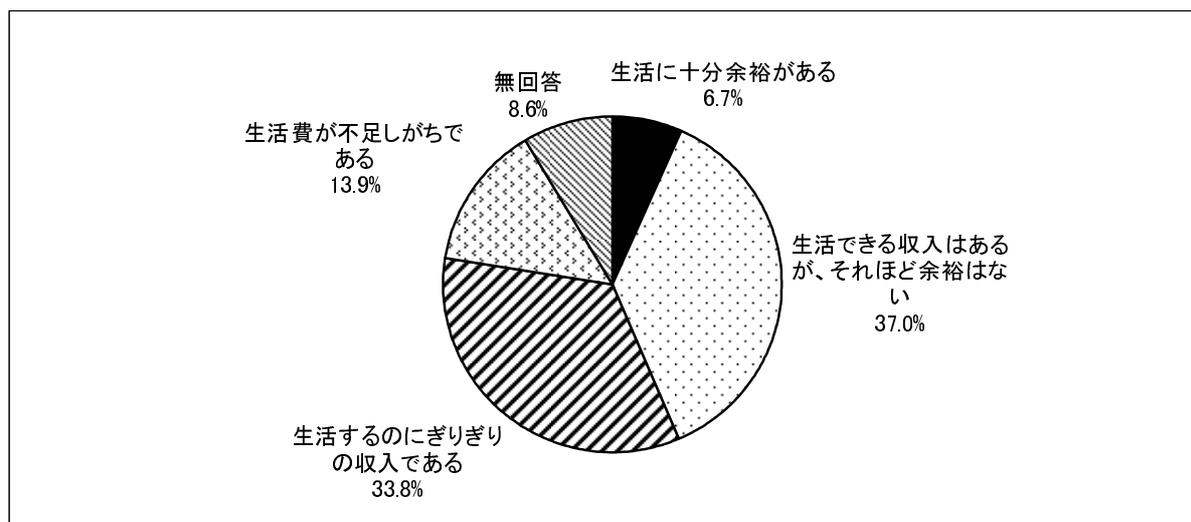
＜事業所の収支状況 / 職員の過不足状況＞



## (2) 生活、就労

アンケートによれば、障害者の世帯の暮らし向きについて、ほぼ半数の人が「生活するのにぎりぎりの収入/生活費が不足」と回答するなど、生活が厳しい人の多いことがわかりました。特に知的障害、精神障害の人で、暮らし向きが厳しい状況です。また、収入源も、多くの障害者は家族の収入に頼っている傾向が見られました。経済的に生活が苦しいことから生活に不満を感じる人が多い、収入面で将来に不安を感じるなど、経済的な問題がさまざまに浮き彫りになっています。

＜世帯の暮らし向き＞



生活面では、緊急時や災害時が不安という声が多く聞かれました。特に視覚障害や聴覚障害では、緊急時や災害時に情報が得られないことに不安を感じており、いざというときに対応できる情報保障の体制充実が求められています。災害時の障害者対応避難所に関する意見も多くありました。

住まいの場として、知的障害、精神障害で1～2割の人が「グループホーム・ケアホームに入居したい」と回答するなど、グループホーム・ケアホームの整備が望まれています。一方、現状としては、グループホーム・ケアホームの整備が十分に進んでいないという意見が聞かれました。また、事業所においても、特にグループホームについては運営の難しいサービスとの意見が多くありました。

就労に関しては、アンケートによれば、現在働いていない人も、半数は以前に働いた経験があるという現状がありました。年齢による退職も考えられますが、さまざまな理由で離職し、そのまま働けずにいる障害者も多いものと想定されます。現在働いていない理由としても、障害や疾病によるという回答が多いものの、働きたいが就職先がないという人も1割程度見られました。

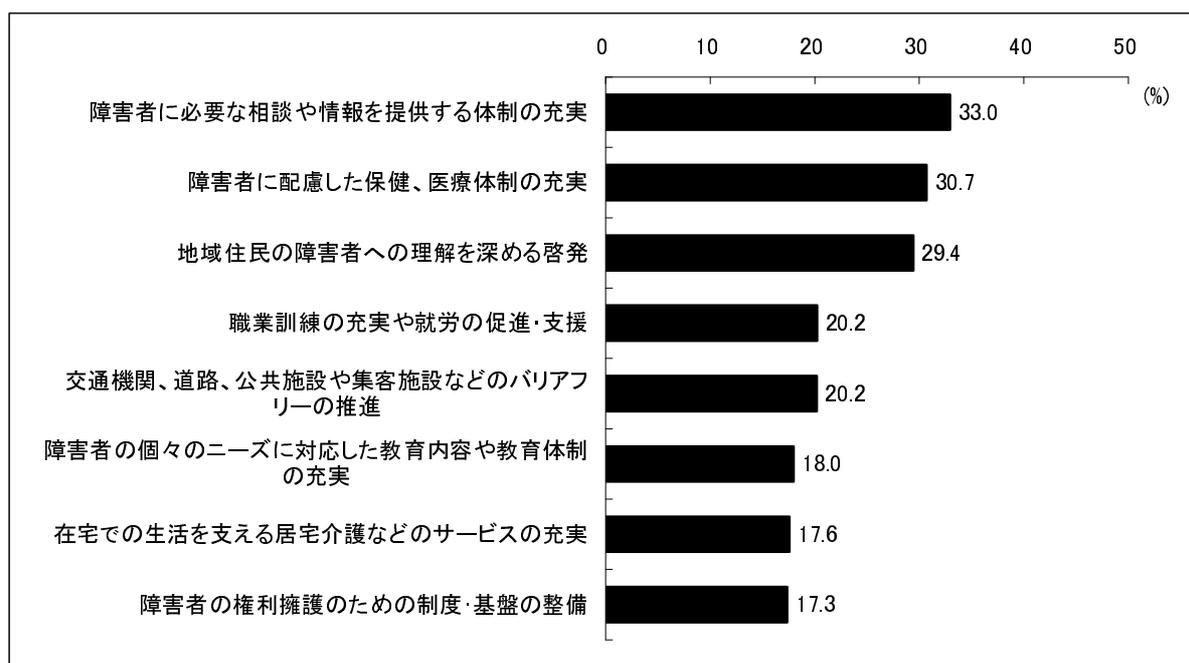
### (3) 医療、教育、情報入手等

医療に関しては、特に南和圏域では医療機関が少なく、受診が難しいといった声が聞かれました。また、知的障害や精神障害などでは、医師等とのコミュニケーションの面、受診までの待ち時間の面などで、安心して受診できる医療機関は少ないという意見もありました。「障害者に配慮した保健、医療体制の充実」が求められています。

教育に関しては、特に知的障害、発達障害の若年者において、「障害者の個々のニーズに対応した教育内容や教育体制の充実」を望む声が多く聞かれました。教育現場における障害理解の促進、特別支援学校（養護学校）の充実等が求められています。

社会参加には情報の確保が不可欠ですが、アンケートでは、情報入手の手段として「行政の広報」などが多く利用されていることがわかりました。また、行政が進めるべき取り組みとして、「障害者に必要な相談や情報を提供する体制の充実」を多くの人があげています。行政をはじめとして、障害の状況に応じたきめ細かな情報提供体制の一層の充実が求められています。

<行政の取り組みで必要なこと(主なもの)>



### (4) バリアフリー環境

環境整備については、道路環境や公共交通の不便さに関して多くの意見がありました。アンケートでは、特に南和圏域で、移動は自家用車中心、外出する人が少ないといった傾向も見られ、外出時の安全性の向上や、交通機関の利便性の向上が求められています。一方、奈良圏域や西和圏域では、公共交通は比較的便利であるものの、混雑時に障害者が利用しづらいといった声も聞かれました。

また、公共施設などにおいて、点字ブロックの配置や、障害者用トイレの設置などが十分でないという意見も多くありました。

心のバリアフリーの観点では、アンケートによれば、「人から無視をされる、罵声を浴びせられる、暴力を振るわれる」といった経験のある人が2割近く、特に知的障害、精神障害、発達障害で多くなっていました。「地域住民の障害者への理解を深める啓発」をはじめ、啓発活動等の充実が求められています。

なお、アンケートでは、障害者の権利擁護において重要な制度である「地域福祉権利擁護事業・成年後見制度」について、「知らない」という人が6割以上と多くなっていました。特に制度の利用が想定される精神障害、発達障害でも「知らない」という人が多く、一層の制度の普及・啓発が求められます。

#### <地域福祉権利擁護事業・成年後見制度>

